

静岡県

銘柄設定等申請のあった農産物の種類及び品種名について

「産地品種銘柄の設定」

* 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米

品種名 きぬむすめ(選択銘柄)

特性等 食味は、「あさひの夢」に優り「コシヒカリ」並の”上中”で、良好である。
出穂期、成熟期は「あさひの夢」並～1日程度遅い、中生のうるち種。
「コシヒカリ」よりも倒れにくく、耐倒伏性は「あさひの夢」とほぼ同等の”強”。
収量性は、高温年でも安定しており、「あさひの夢」をやや上回る。
温暖地の主要病害のいもち病に対する抵抗性は「コシヒカリ」より強い”中”である。
白葉枯病耐病性は「あさひの夢」と同等の”やや弱”である。
縞葉枯病に対する抵抗性は持たない。
穂発芽性は「あさひの夢」よりやや劣る”中”。

品種鑑定上の特徴

形状は「あさひの夢」と同等で、粒大は「コシヒカリ」に比べてやや大きい。
見かけの品質は「あさひの夢」に比べ粒揃いが良好で光沢がある。
色は中飴で、「あさひの夢」よりやや淡く、心白・乳白等の白未熟粒は少ない。

注)・産地品種銘柄とは、

一定の産地(都道府県単位)で生産された品種が、他の産地で生産された同一品種との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種を特定する必要があるもの。

・必須銘柄とは、

当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、概ね産地の全域で検査実績があり、登録検査機関が銘柄判定検査の実施義務を負う銘柄。

・選択銘柄とは、

当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、登録検査機関が規定する業務規程に記載(選択)することにより、銘柄判定検査の実施義務を負う銘柄。